

誰のため？ 何のため？

■著作権法改正へ——山田 奨治

米国の著作権法は「ミッキーマウス保護法」だと皮肉られています。実際、米国はミッキーマウスの著作権が切れそうになると、法律を変えて保護期間を延ばしてきました。著作権を持つ会社が議員に強く働きかけてきた成果だといわれています。法人著作物の米国での保護期間は、発行後95年か制作後120年のどちらか短いほうになっています。ミッキーが法人著作物だとするならば、米国での著作権は2023年まで存続するとされています。ちなみに、日本の団体名義の著作物の保護期間は公表後50年なので、日本の著作権は切れているといえます。しかし、ミッキーがウォルト・ディズニーの個人著作物だとするならば、日本でもまだ権

③ どこまで延長するか

この部分は公開に適さないため削除されています。

利が存続していることになりま
す。ややこしいですね。

環太平洋連携協定（TPP）
による今回の著作権法改正案で
は、個人だけでなく団体名義の
著作物の保護期間も70年にす
ることが検討されています。ちな
みに、映画の保護期間は200
4年施行改正で、すでに公表後
70年に延ばされています。

今回の改正案は、昨年11月の
TPPの大筋合意を受け、文化
審議会著作権分科会の小委員会
で、大急ぎで審議したものです。
その小委員会では、さまざまな
利害関係者が意見を述べていま
す。インターネットで公開され
ている委員会資料に、日本映像
ソフト協会という団体からの要
望書があります。そこには、一
般の著作物の保護期間を70年にす

各団体の利害絡み、便乗要求次々

るのならば、映画の保護期間は
現在の70年をさらに延ばして90
年から95年にしてほしいと書か
れてあります。これは「便乗延
長」といってよい要求でしょう。

映画のなかではさまざまな著
作物が利用されています。それ
らの保護期間が延びてしまえ
ば、映画自体の保護期間が切れ
てしまっているのに作品中で使
用した著作物への利用料を払い
続けなければならなくなるから
だと、その団体は主張していま
す。映画の保護期間をさらに延
ばすべきかは、改めて検討され
ることになりました。

TPPでは著作権だけでなく、
実演家などの著作隣接権の
保護期間も70年に延長すること
を約束しました。TPPという
著作隣接権は、音の実演とレコ

ードだけが対象です。ところが
今回の改正案では、演劇など音
以外の視聴覚の実演の著作隣接
権も、同様に延ばすことになっ
ています。その一方で、放送等
の著作隣接権は対象外になりま
した。これに対しては日本民間
放送連盟が、それも70年にす
るよう要望を出しています。映画
の保護期間の延長問題とも
に、これもまた改めて検討され
ることになりました。

著作権保護期間がTPPによ
って70年に延ばされようとして
います。それにもなつて、こ
ういった「便乗延長」の要求が
権利者団体から出て来ていま
す。いったいどこまで延ばせば、
終わりが来るのでしょうか。
（国際日本文化研究センター
教授）